

区役所での主な手続きについて

住民票に関する手続き (印鑑登録・マイナンバーカード・通知カード)

1 世帯主変更

手続きの説明

お亡くなりになった方が世帯主であり、かつ世帯員が2名以上の場合、世帯主変更届が必要な場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

申請書等

- ・住民異動届（異動事由：世帯主変更）

持ち物

- ・届出人の本人確認書類
- ・委任状（届出人が故人と別世帯の場合）

受付窓口

- ・各総合支所くみん窓口、出張所【窓口一覧参照】

期 限

- ・お亡くなりになった日から14日以内

問い合わせ先

- ・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

メモ

2 印鑑登録証・住民基本台帳カードの返納

手続きの説明

死亡届が出されて住民票が削除されると、自動的に無効となります。

申請書等

・なし

持ち物

・亡くなられた方が所持されていた印鑑登録証、住民基本台帳カード

受付窓口

・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

期 限

・なし

問い合わせ先

・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

3 マイナンバーカード・通知カードの返納

手続きの説明

亡くなられた方の各種手続きに必要な場合がありますので、しばらくは保管してください。

返納の義務はありませんが、ご希望の場合は下記窓口でお受けします。

申請書等

・マイナンバーカード（通知カード）返納届

持ち物

・故人のマイナンバーカード（または通知カード）

受付窓口

・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

期 限

・なし

問い合わせ先

・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】